

令和6年（行ウ）第31号、87号、88号

人種等を理由とする職務質問の違法確認等請求事件

原告 モーリス・シェルトンほか

被告 国ほか

準備書面 10

(被告国準備書面(3) 第1に対する主張)

2025年7月3日

東京地方裁判所民事第51部2D係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 井 桁 大 介



同 弁護士 浦 城 知 子

同 弁護士 亀 石 倫 子

代

同 弁護士 谷 口 太 規

代

同 弁護士 戸 田 善 恭

代

同 弁護士 西 愛 礼

代

同 弁護士 宮 下 萌

代

原告ら復代理人弁護士 千 葉 飛 鳥

代

本準備書面では、被告国の準備書面(3)第1（職務質問の意義等）に対する主張を行う。

記

第1 職務質問の効果が限定的であることに比して負の効果が大きいこと

被告国は、職務質問が犯罪の未然防止及び検挙のための重要な手段であること旨を主張する（準備書面(3)4～5頁）が、職務質問の犯罪予防効果が極めて限定的なものであるという報告もなされている。

例えば、「歩行者を街中で停止させて質問などを行う措置による犯罪予防効果は検証可能ではあるものの、きわめて限定的なものにとどまる」と結論づけられた研究も存在する（甲58：「刑事政策から見たレイシャル・プロファイリング」・198頁）。そして、「犯罪多発状況への介入や近隣社会に向けた犯罪予防策の徹底のほうが、歩行者停止措置に伴う措置よりも犯罪予防効果が高い」という点も指摘されている（甲58・199頁）。

被告国は、職務質問により犯罪を未然に防止した例や文書を挙げるが、これらは、定量的なデータに裏付けられたものではなく、これをもって職務質問が犯罪の未然防止のための重要な手段であるとは言えない。

第2 職務質問の意義と本件運用の関係性について論理の飛躍が生じていること

被告国は、「『本件運用』が行われてきたとすれば、警察にとって不利益な事態を招来することが明らかである。それゆえ、職務質問は、従前から被告らが説明してきたとおり、人種や国籍等にかかわらず、警職法2条1項が定める要件が認められる場合に適切に実施されてきたところである。」（準備書面(3)6頁）旨主張する。

そして、被告国が主張するところの当該「不利益な事態」とは、「社会的に大きな批判を浴び、職務質問一般に対する市民の理解が得られなくなるとともに、個別

の対象者から任意の協力が得られなくなって、警察官が職務質問を十分に実施できなくなるおそれがある」こと、即ち、「犯罪の未然防止及び検挙といった職務質問の機能が十分に発揮できず、ひいては警察がその責務を果たせなくなること」（準備書面(3)6頁）であると思料される。

しかしながら、当該主張は論理の飛躍というほかない。

1 論理側自体が成り立たないこと

まず、被告国の主張は、要旨「悪いことをすれば批判を受けるのだから悪いことをするはずがない」という主張であるところ、このような論理が成り立てばあらゆる違法行為は行われまいであろう。もしかしたら、国家の無謬性といった発想に基づいた主張であると思料されること、そのような発想を有していること自体、その組織が自省の姿勢や自浄作用を持っていないことを示唆するものである。

2 本件運用が行われてきたからといって、警察にとって不利益な事態を招来することが明らかであるとは言えないこと

次に、本件運用が行われてきたからといって、「警察にとって不利益な事態を招来することが明らかである」とは言えない。そもそも、警察は「本件運用」が存在してきたか否かについて、何らの実態把握をしようとしてこなかった。本件運用が存在していたとしても、その運用が隠され、または公（おおやけ）にされず、あるいは存在しないものと言ひ募ることによって、社会の関心を逸らし続けていけば、批判もされないまま現状の運用が維持される。本件運用が存在したとしても「警察にとって不利益な事態を招来する」ことにはならない。

日本においてレイシャル・プロファイリングという言葉が普及し始めたのは、2021年以降のことである。ハフポスト日本版が東京駅におけるレイシャル・プロファイリングの事件を取り上げ（甲15・16）、アメリカ大使館が旧Twitter（現x）で警告を示し（甲11）、東京弁護士会も実態把握に努めるべく調査

を実施した（甲2）。このような動きがあつて初めて警察においてもようやくレイシャル・プロファイリングの存在が表に出ることになったのであり、たとえ本件運用が存在していたとしても、実態が公にされない以上は、警察にとって不利益な事態が招来するとは限らない。被告国の主張の論理は飛躍している。

3 警察にとって不利益な事態が生じるからといって、職務質問が適切に実施されるとは限らないこと

また、仮に「警察にとって不利益な事態を招来する」可能性があつたとしても、職務質問が警職法2条1項の定める要件が認められる場合に適切に実施されるとは限らない。何故なら、不利益な事態が生じるからといって、当該問題に対処するための適切な処置がなされるとは限らないからである。

準備書面11で詳述するように、警察としてはレイシャル・プロファイリングが行われないように人種差別撤廃条約に基づき、レイシャル・プロファイリングを防止し、これに対処するための実効的措置を講じる法的義務がある。具体的には、一般的勧告36（甲1）が定めるようなガイドラインの作成（パラグラフ39）、適切な教育や定期的な研修（パラグラフ42）、効果的な救済機関の設置（パラグラフ52）等様々な施策を講じるべきであるが、日本の警察が人種差別撤廃条約で求められるような国際水準の効果的な施策を行ってきたとは言い難い。

即ち、「警察にとって不利益な事態を招来しないようにすべきである」という規範を有していたとしても、当該規範を遵守するための具体的な施策を行わなければ、「警職法2条1項の定める要件が認められる場合のみに適切に職務質問がなされる」という状況にはならないのである。この点においても、被告国の主張の論理は飛躍している。

第3 結論

したがって、被告国が主張する本件運用を否定する論拠には理由がない。

以上